

保健分野での新しい事業を紹介します

すっかり暖かくなり、桜が待ち遠しい季節になりました。4月から就職や異動など環境が変わった方も多いと思います。

町の保健分野でも新しい事業が始まっていますのでご紹介します。

津病院でも一部の産後ケアが対象になりました。

【無料クーポン1年延長】

新規受診で500円分の商品券を

従来から実施している摩周湖スタンプのポイント付与に加えて、新規受診者の方などには、さらに500円の商品券を交付します。

自身の健康のため、初めての健診受診のきっかけにしてください。

②産前・産後ケアを拡充

「産後1歳までに拡充！」

平成30年度から始まった産後ケアですが、利用者が方から「利用期間が短い、出産後に少し落ちてしまふ」などの声が多数寄せられていきました。この声にお応えするため、事業対象を産後1歳までに拡充し、妊娠早期から状態に合わせたケアを受けられるよう、妊婦、流産、早産の方も事業対象に拡充しました。また、町立中標

した無料クーポン券の有効期限が1年間延長になりました。また、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方にも無料クーポン券を配布しましたので、積極的な検査受診をお願いします。

問い合わせ先／役場健康こども課
（課直通）まで。

【無料クーポン1年延長】

この事業は、対象者には既にご案内済みですが、昨年9月に配布された無料クーポン券の有効期限が1年間延長になりました。また、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方にも無料クーポン券を配布しましたので、積極的な検査受診をお願いします。

③風しん抗体価検査



高齢者肺炎球菌予防接種に助成します

令和2年度、同予防接種助成の対象となるのは「厚生労働省令に定める要件に該当する「60～64歳」「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」「85歳」「90歳」「95歳」「100歳」の方です。予防接種を希望される方は、ぜひ、この機会に接種しましょう。過去に1回でも接種している方は、助成対象になりませんのでご注意ください。

▶助成対象者

対象年齢(年度年齢)	生年月日など	自己負担
60～64歳	1955(昭和30)年4月2日～1960(昭和35)年4月1日に生まれた方で、心臓や腎臓、呼吸器疾患により日常生活が極度に制限されるほどの障がいがある方。または、免疫機能に障がいがあり、厚生労働省令に定められている方	2,000円
65歳	1955(昭和30)年4月2日～1956(昭和31)年4月1日に生まれた方	
70歳	1950(昭和25)年4月2日～1951(昭和26)年4月1日に生まれた方	
75歳	1945(昭和20)年4月2日～1946(昭和21)年4月1日に生まれた方	
80歳	1940(昭和15)年4月2日～1941(昭和16)年4月1日に生まれた方	
85歳	1935(昭和10)年4月2日～1936(昭和11)年4月1日に生まれた方	
90歳	1930(昭和5)年4月2日～1931(昭和6)年4月1日に生まれた方	
95歳	1925(大正14)年4月2日～1926(昭和元)年4月1日に生まれた方	
100歳	1920(大正9)年4月2日～1921(大正10)年4月1日に生まれた方	

▶実施医療機関／摩周厚生病院・布施医院・弟子屈クリニック・美里クリニック・川湯の森病院

▶予防接種の受け方／役場に助成の申し込みをした上で、各医療機関に予防接種の予約をしてください。予防接種の際は、町民であることと年齢の確認ができるよう、保険証などを提示してください。

▶申し込み締め切り／令和3年3月12日(金)

問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 482-2935(課直通)

誰もが安心して住みやすいまちへ

社会福祉施設の特殊な劣化対策や難聴者補聴器への補助などを開始

町では、誰もが安心して住みよいまちづくりを目指し、社会福祉の充実のため、新たな補助制度を始めますので、ぜひ、ご活用ください。

【弟子屈町社会福祉施設の消防用設備等特殊劣化対策費補助金交付事業】

- ▶補助対象者／町内の社会福祉施設に設置されている消防用設備などが、温泉水による特殊な劣化原因により、設備の修繕または交換を余儀なくされた施設の設置者
- ▷主な高齢者福祉施設／有料老人ホーム、老人デイサービスセンター、グループホームなど
- ▷障がい者児童福祉施設／地域活動支援センター、グループホーム、放課後等デイサービスなど

▶対象となる設備／次の要件をすべて満たす設備

- ・消防法に基づき設置されている
- ・耐用年数もしくは使用期限などを超えていない
- ・温泉水の酸類などによる腐食や劣化が原因と認められる



▶補助対象経費／対象設備の修繕または交換に係る経費

▶補助金の額および補助率／補助対象経費の2分の1以内で、1設備あたり5万円、1施設あたり年間10万円まで

【弟子屈町難聴者補聴器給付事業】

- ▶給付対象者／両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳(聴覚障がい)の交付対象となる方
- ▶給付対象経費／補聴器の購入や修理に要した経費
- ▶給付等基準額／障害者総合支援法による自立支援給付(補装具)に定める「高度難聴用耳かけ型」の購入・修理基準額以内で、購入や修繕に要した経費の7割から5割(※所得額により変動します)

※不明な点や詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 482-2921(課直通)



中村 琉玖 ちゃん



古瀬 英太 ちゃん



長崎 芽依 ちゃん



松山 叶芽 ちゃん



館 杏奈 ちゃん

「てしかが町知って得する便利帳」を活用ください

「2020年版てしかが町知って得する便利帳」を発行しました。広報てしかが4月号と併せて配布しています。便利帳には「救急・防災」「くらしの手続き」「福祉・健康・子育て」「教育・文化・スポーツ」などの情報掲載されているほか、観光情報や、特産品の情報も掲載されています。この便利帳は、2年間使用しますので、大切に保管してください。

お持ちでない方は、役場または川湯支所でも配付していますので、ぜひ、活用してください。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 482-2913(課直通)まで。

